

# カトリック両王の教会政策

林 邦 夫

(1982年10月9日 受理)

## The Church Policy of the Catholic Kings

Kunio HAYASHI

アルフォンソ 10 世の時代 (1252-1284) 以来、カスティーリャは内紛が絶えず、エンリーケ 4 世の時代 (1454-1474) にはそれが極点に達した観があり、王権の衰退は目を覆うばかりであった。この後を承けたカトリック両王の時代 (1474-1516) には、かかる王国の無秩序を克服し、王権による集権的支配を完成することが最大の課題となった。

かかる課題の達成を追求する王権にとって、教会は次のような 3 つの点で障害を成していた、と考えられる。

第 1 に、(大) 司教は教会の支配者であると同時に、教会所領 (*señorios eclesiásticos*) の支配者として世俗領主と変わらない側面をもっており、すぐれて政治的な存在であった。

第 2 に、教会は教会自由特権 (*libertad eclesiástica*) をもち、世俗権力の及ばない権力領域を形成していた。

第 3 に、教会は教皇権と結びついており、外部権力としての教皇が、王国に介入する原因となっていた。

本稿では、カトリック両王がその課題達成のために、教会に対して如何なる政策をもって対応したのか、を考察したい<sup>1)</sup>。

カトリック両王時代の教会政策を考える場合、最も重要なのが聖職叙任問題である<sup>2)</sup>。そこで以下ではこの問題を中心として検討を加えていくが、この場合、聖職叙任をめぐる王権と教皇との確執が焦点となる。まず、いくつかの (大) 司教座をめぐる両者の確執の事実経過を概観していこう。

- 1) 本稿のテーマに関する一般的背景を把握するのに、Tarsicio de Azcona, *La elección y reforma del episcopado español en tiempo de los Reyes Católicos*, Madrid, 1960, pp. 27-62; A. M. Rouco-Varela, *Staat und Kirche im Spanien des 16. Jahrhunderts*, München, 1965, S. 8-125; B. Llorca y R. García Villoslada, *Historia de la Iglesia Católica*, III, 2ª. ed., Madrid, 1967, pp. 601-612 などを参照。このうちアスコーナの著書は本稿のテーマに関する最も基本的な研究であり、その成果はより簡単には次の 2 つの文献でも述べられている。Azcona, *Isabel la Católica*, Madrid, 1964; Id., "Reforma del episcopado y del clero de España en tiempo de los Reyes Católicos y de Carlos V (1475-1558)", en R. García-Villoslada dirig., *Historia de la Iglesia en España*, III (1), Madrid, 1980. 本稿では、煩雑さを避けるため殆ど専ら前掲の Azcona, *La elección* から引用する。
- 2) カトリック両王時代の教会問題のひとつとして教会改革問題があるが、これは王権の教会政策という観点のみからは捉えきれない側面をもつので、別の機会に論じたい。

## I

(1) オスマ (Osma) 司教座。教皇シクストゥス4世 (1471・8-1484・8) は1475年4月5日、教皇庁書記サンティリャーナ (Francisco de Santillana) をオスマ司教に叙任したが、修道院長ウルタード＝デ＝メンドーサ (Luis Hurtado de Mendoza) を推していた王権はこれに反対した。4月8日、教皇は不法に占有している司教座所属の財産をサンティリャーナに引渡すよう、オスマの聖職者・俗人に命じ<sup>1)</sup>、一方王権は、6月5日、嘆願 (suplicación) 通りに叙任を行なうよう求め<sup>2)</sup>、両者の対立が続くが、やがて妥協が成立し、王権はメンドーサへの40万マラベディの年金授与を条件としてサンティリャーナの叙任に合意した<sup>3)</sup>。

(2) サラゴース大司教座。聖庁任命教区管理者としてサラゴース大司教座を支配していたフワン・デ・アラゴン (アラゴン王フワン2世の子) が、1475年11月19日に没すると、王太子フェルナンドは自らの庶子アロンソ (5歳) をその後継者として推挙するよう父を説き付けた。しかしアロンソを推挙すべく派遣された国王使節がローマに到達する前日の12月15日、既に教皇はモンレアレ (Monreale) 大司教の枢機卿デスプチ (Ausias Despuig) を叙任してしまっていた。教皇はモンレアレ大司教座を国王側の推挙する者に与えることを条件に、妥協を取りつけんと図るが奏功せず、折衝が継続され、漸く1478年8月14日、教皇側が譲歩してアロンソに大司教職が与えられた<sup>4)</sup>。

(3) タラソーナ (Tarazona) 司教座。タラソーナ司教フェリス (Pedro Ferriz) がローマで死亡したため、教皇は1478年、タラソーナ聖堂参事会員マルティーネス (Andrés Martínez) を後継者に叙任したが、フェルナンドは枢機卿ゴンサーレス・デ・メンドーサ (Pedro González de Mendoza) を後任に考えていたため<sup>5)</sup>、1479年、タラソーナ司教叙任は「余の父たるアラゴン王と余の嘆願なくしてなされたが故に」撤回さるべきである、と主張した<sup>6)</sup>。1481年、教皇はクエンカ司教座に関しては国王側の推挙通りに叙任するなどの譲歩をしめしたが、これの伝達が遅れたため、フェルナンドは1482年2月7日、タラソーナ司教区の城・町・収入などの没収を命じてしまう<sup>7)</sup>。しかし9月8日には没収命令を解除し<sup>8)</sup>、マルティーネスの叙任を承認した。

(4) クエンカ司教座。1479年8月3日、枢機卿ヴェネリス (Antonio Jacobo de Veneris) が死亡して空位となったクエンカ司教職に、教皇は13日、甥の枢機卿リアリオ (Rafael Riario) を叙任したが、イサベルはこれを認めず、9月30日にはアラルコーン (Alarcón) の助祭長に司教区の教会・城の管理と収入取得とを許すという挑戦的な態度にでた<sup>9)</sup>。教皇はトレード聖堂参事会員オルティース (Francisco Ortiz) を司教区行政代行者に任命し、11月3日、故クエンカ司教の遺産と司教区収入をリアリオのために確保するよう命じたが<sup>10)</sup>、王権側はこれに対してオルティースの投獄をもって応え、また12月19日には国王の推挙した者が叙任されるまでは、国王代理人が司教区の城を保持すること、などを内容とする協定を聖堂参事会と結び<sup>11)</sup>、自己の陣営を固めた。

一方、ローマに対しては1480年7月、1481年初頭の2回に亘って使節を派遣して交渉を行ない<sup>12)</sup>、

続く1481年7月の交渉に際しては次のような内容の指示書を与えた<sup>13)</sup>。すなわち、①エスパーニャ枢機卿〔ゴンサーレス＝デ＝メンドーサ〕にオスマ司教職が、②クエンカ司教職はコルドバ司教〔ブルゴス Alfonso de Burgos〕に、③コルドバ司教職はオスマ司教〔サンティリャーナ〕に、④サン＝ジョルジョ枢機卿〔リアリオ〕にサラマンカ司教職が夫々与えられるべきこと。

1481年8月21日、教皇はオルティースの投獄を理由に課していた教会罰からカトリック両王を解放するための権限をドミニコ会副会長に与えたことを両王に通知しており<sup>14)</sup>、これから判断して、7月の交渉によって両者の和解が成立したのではないかと想像される。1482年6月3日には両者の間に政教協約が結ばれており、その内容は多岐に亘るが、叙任に関して見れば1481年7月の指示書の内容と全く同一である<sup>15)</sup>。結局王権は、サラマンカ司教職を教皇側に譲ることによって、他の3つの司教座については自らの意向を通した、といてよい。

(5) トレード大司教座。1482年7月1日にトレード大司教座が空位となったが、予てからリアリオのためにサラマンカ以上の教区を望んでいた教皇は、トレード大司教職を彼に与えたいという意向を王権側に提示するが、オスマ司教ゴンサーレス＝デ＝メンドーサを推挙する積りであった王権はこれを拒否する。そこで教皇は、トレードについては王権の意向を受入れる代わりに、今度はセビーリャ大司教座（1474年以来空位）を要求するが、これも拒否されたため<sup>16)</sup>、11月4日付のゴンサーレス＝デ＝メンドーサ宛の書翰で、セビーリャ大司教には王権側の推挙するハエン司教マレリーケ＝デ＝ラーラ（*Iñigo Manrique de Lara*）を叙任し、その代わりにリアリオをオスマに移すことを決意したので、カトリック両王の了承を得るよう指示している<sup>17)</sup>。1483年1月17日付の書翰で教皇は、カトリック両王がリアリオをオスマ司教に推挙したことに謝意を表しているから<sup>18)</sup>、これ以前に王権は教皇側の提案を受入れたものと推察される。

1483年1月18日付のカトリック両王宛教書は、セビーリャ、オスマ、ハエン、コルドバについて、カトリック両王の推挙する者を叙任することを言明しており<sup>19)</sup>、王権側は、夫々2つずつの大司教座・司教座を、教皇側は1つの司教座を最終的に確保したことになる。

(6) サラマンカ司教座。1483年、サラマンカ司教にタラベラ（*Hernando de Talavera*、修道院長）を推挙する任務を負ったメレンデス＝バルデス（*Diego Meléndez Valdés*、サモーラ *Zamora* の聖職者、教皇庁書記）は、自らがサラマンカ司教に叙任されてしまうが、これが王権の逆鱗に触れたのは当然であった。教皇は8月11日、タラベラを教区管理者に任じることで解決を図るが、王権側は納得せず<sup>20)</sup>、1484年8月26日付の枢機卿ロドリーゴ・デ・ボルジャ（*Rodrigo de Borja*）宛のカトリック両王の書翰は、「余らの意思に反して為されたかかる叙任は、余らの攻撃なくしては済まされない」と述べて叙任撤回要求の継続を命じ、12月5日付の枢機卿マルガリート（*Juan Margarit*）宛のフェルナンドの書翰も、叙任撤回の請願を指示している<sup>21)</sup>。

王権側の候補者タラベラは、1485年にアビラ司教となるが、王権は1486年1月20日付の国王使節への指示書の中で、猶もタラベラのサラマンカ司教叙任要求を指示している<sup>22)</sup>。メレンデスへの攻撃も緩められず、1488年4月14日付の指示書では、メレンデス罷免を教皇に要求するよう

指示し、メレンデス自身に対しても、「タラベラのサラマンカ司教叙任要求は国王の意思ではないと教皇に断言して、大胆無謀にもサラマンカ教会の叙任状を自ら受取った」と激しく非難し、辞任を迫っている<sup>23)</sup>。結局、1491年にメレンデスが辞任、後任には枢機卿カラッファ (Oliveiro Caraffa) が叙任され、9年間に亘る紛争に終止符が打たれた。

(7) セビーリャ大司教座。枢機卿ロドリーゴ・デ・ボルジャは、1484年、教皇インノケンティウス8世 (1484・8-1492・7) により、セビーリャ大司教座を与えられたが、フェルナンドは国王使節ノーヤ (Francisco Vidal de Noya) 宛の8月20日付書翰で、国王の嘆願なくして叙任がなされたことに対する驚きを表明し、マルガリート宛の8月25日付書翰でも同様な内容を伝え<sup>24)</sup>、反対の意思を明確にした。これに対して教皇は、9月3日、教皇大使 (nuncio) ペルーサ (Firmano de Perusa) と教皇庁副助祭バリェスカル (Bartolomé Vallescar) とに対して<sup>25)</sup>、また10月1日には教皇大使のセッサ (Sessa) 司教ゲラルディーニ (Angel Gherardini) に対して<sup>26)</sup>、夫々カトリック両王から叙任の承認を得るよう命じている。

しかし王権はこれらの説得工作に応じず<sup>27)</sup>、フェルナンドはロドリーゴの息子ルイスの逮捕と、ロドリーゴの保有するモンレアレ大司教座、バレンシア、カルタヘーナ両司教座の収入の没収とを命じ<sup>28)</sup>、11月にはバレンシア総督に対して、ロドリーゴの私有財産の没収、その息子ルイス及びフワンの全財産、同じく息子のチェーザレ (セサル César) の収入の差押えを指示している<sup>29)</sup>。かかる強硬手段を用いる一方で、セビーリャ教会の如き重要な教会が「不在者によって統治・統轄されることは、量り知れない損害と不都合をもたらす」として、教皇に叙任の不当性を訴えてもいる<sup>30)</sup>。

没収という強硬措置に対しては枢機卿会議が反撥を示し、11月20日付でカトリック両王に抗議しているが<sup>31)</sup>、王権側は強硬姿勢を崩さず、ノーヤ宛のフェルナンドの書翰 (12月24日付) は、枢機卿会議で公けにセビーリャが放棄されるまでは、ルイスも釈放せず、差押えも解除しない、と強い決意を伝えている<sup>32)</sup>。かかる強硬姿勢が功を奏したためか、1485年1月にローマに派遣されたローハス (Francisco de Rojas) が説得にあたった結果、ロドリーゴは大司教職放棄を決意した<sup>33)</sup>。1485年3月24日のノーヤ宛書翰で、フェルナンドは「セビーリャに関しては余の意思が実現されたので、最早いふべきことはない」と満足の意を表明している<sup>34)</sup>。新しいセビーリャ大司教には、8月20日にウルタード＝デ＝メンドーサが叙任された。

(8) バレンシア大司教座。1458年以来バレンシア司教座を占めていたロドリーゴは、1492年、アレクサンデル6世 (1492・8-1503・8) として教皇位に就き、息子のチェーザレをバレンシア司教に叙任し、8月14日にこれをカトリック両王に通知し、8月27日にはバレンシア司教座を大司教座に格上げし、9月6日にはチェーザレをバレンシア大司教とし早急に受入れるよう王権側に求めている<sup>35)</sup>。

しかし、不在大司教となるのが明らかになる叙任に王権側が反対するのは当然であり、教皇は1493年3月27日、チェーザレの叙任承認の交換条件として、カルタヘーナ (Cartagena)、マヨルカ (Mallorca) については王権側の推挙する人物に引渡し、更にメッシーナ (Messina)、パダホ

ス、アストルガ (Astorga), ビーク (Vich), モンドニェード (Mondoñedo) についても王権の嘆願に基づいて叙任すること、を約束して<sup>36)</sup>王権側の承認を取りつけた。

以上、8つの事例について見てきたが、これから叙任をめぐる王権と教皇との確執について、如何なる評価が下されるであろうか。

両者が合意に達して結着のついた7例のうち、4例が王権側、3例が教皇側の勝利に終わっており、この結果から見ると大差はない。しかし教皇側の勝利した3例（オスマ、タラソーナ、バレンシア）のうち、すべてが何らかの見返り条件を与えることを余儀なくされているのに比して、王権側の勝利した4例のうち2例（サラゴース、セビーリャ）は全く見返り条件がなく、残り2例のうちのクエンカについては、1司教座と引換えに王権側が2大司教座と2司教座を確保した結果となり、トレードについては、教皇はリアリオのオスマへの転出を実現できたにすぎず、逆にセビーリャ、ハエン、コルドバに関する王権側の要求を受入れているから、何れも教皇側は大きな代償を得ている訳ではなく、むしろ王権側から譲歩を克ち取られている結果となっている、といえる。

また王権側の反対によって結着のつかなかったサラマンカの場合は、教皇は王権側の推挙したタラベーラを教区管理者に任命しており、結局現実的な教区支配が不可能であったことが判る。

以上から、全体的にみて、カトリック両王時代には、王権はかなり自らに有利に叙任を展開せしめることができたと評価できるが、それでは王権は如何なる立場に基づいて叙任に介入し、それを有利に展開したのであろうか。次にこれを検討していきたい。

- 1) Azcona, *La elección*, Apé. 5.
- 2) L. Suárez Fernández, *Política internacional de Isabel la Católica*, 5 tomos, Valladolid, 1965-1972 [以下, *Política* と略記], I, no. 26, p. 319.
- 3) これは、1477年12月10日付の文書から判明する。Azcona, *La elección*, p. 115.
- 4) *Ibid.*, pp. 98-102.
- 5) アラゴン王フワン2世は甥のフワン・デ・アラゴン＝イ＝ナバーラを考えており、フェルナンドの推すゴンサーレス＝デ＝メンドーサについては、彼がカスティーリャ人であることを理由に難色を示していたが、1479年1月19日に死去したため、結果的にフェルナンドの意向が通った形となった。*Ibid.*, pp. 104-105.
- 6) CODOIN, VII, p. 543; *Política*, I, no. 74, p. 424.
- 7) A. de la Torre, *Documentos sobre relaciones internacionales de los Reyes Católicos*, 6 tomos, Barcelona, 1949-1966 [以下, *Documentos* と略記], I, pp. 272-273.
- 8) *Documentos*, I, pp. 272-274.
- 9) Azcona, *La elección*, pp. 109-110, 118.
- 10) J. Fernández Alonso, *Legaciones y nunciaturas en España de 1466 a 1521*, tomo I. 1466-1486, Roma, 1963 [以下, *Legaciones* と略記], no. 139.
- 11) Azcona, *La elección*, Apé. 9. 1480年1月20日には、国王代理人に城の差押えを命じたことが、聖堂参事会に通知されている。*Política*, I, no. 83.
- 12) この間、1480年12月14日、教皇がフェルナンドにオルティース釈放を要求している。*Legaciones*, no. 159.
- 13) Azcona, *La elección*, Apé. 10, pp. 328, 329; *Política*, I, no. 108, pp. 494, 496.
- 14) *Legaciones*, no. 162.
- 15) *Legaciones*, no. 166, pp. 374-376; *Política*, II, no. 3, pp. 187-188. この1482年の政教協約は、曾ては年代記作者プルガールの記述 (H. del Pulgar, *Crónica de los señores Reyes Católicos* (BAE, t. LXX),

Madrid, 1953, parte II, cap. CIV, p. 363) に依拠して、王国のすべての主要な教会について、教皇は国王の嘆願をうけて叙任する、という一般的規定を含む、と考えられていた。(例えば、J.H. Mariéjol, *The Spain of Ferdinand and Isabella*, New Brunswick, 1961 [Orig. ed., *L'Espagne sous Ferdinand et Isabella*, Paris, 1892], p. 29; R.B. Merriman, *The Rise of the Spanish Empire in the Old World and in the New*, II, New York, 1918 rep. 1962, p. 153) しかし、この政教協約は、かかる一般的規定は含まず、単に個々の司教座についての王権と教皇の交渉に決着をつけたものにすぎない。(この点、わが国でも、『キリスト教史 II』山川出版社、1977、17頁は誤りを引継いでいる) この事実を、それ以前の政教協約の歴史に遡り、それとの関連で考察した論文として、C. Bauer, "Studien zur spanischen Konkordatsgeschichte des späten Mittelalters", *Spanische Forschungen der Görresgesellschaft. Reihe I*, 11, 1955 がある。

- 16) Azcona, *La elección*, Apé. 12.
- 17) *Ibid.*, p. 132.
- 18) *Política*, II, no. 11.
- 19) Azcona, *La elección*, Apé. 13. なお、ハエンはマンリーケ＝デ＝ラーラのセビーリヤ大司教への転出、コルドバはアロンソ・デ・ブルゴスのクエンカ司教への転出、サラマンカはリアリオのオマス司教への転出によって、夫々空位となっていた。
- 20) *Ibid.*, pp. 137-138.
- 21) *Documentos*, II, pp. 96, 147.
- 22) *Política*, II, no. 78, pp. 340-341. なお、教皇はタラベラの後任として、サラマンカ司教区管理者にセビーリヤの聖堂参事会員トレード (Pedro de Toledo) を任じ、これを王権に通知している (1482年8月1日)。 *Política*, II, no. 107.
- 23) *Política*, II, no. 127, p. 450, no. 128.
- 24) *Documentos*, II, pp. 81, 90.
- 25) *Legaciones*, nos. 194, 195.
- 26) Azcona, *La elección*, Apé. 14; *Legaciones*, no. 200.
- 27) マルガリート宛のフェルナンドの12月5日付書翰によれば、フェルナンドは交渉のためにスペインに赴こうとするセッサ司教に対して、王国のすべての港を閉鎖し、入国を阻むという強硬措置をとっている。 *Documentos*, II, p. 145.
- 28) マルガリート宛のフェルナンドの12月11日付書翰から判る。 *Documentos*, II, p. 115.
- 29) *Documentos*, II, p. 139.
- 30) *Política*, II, no. 57, p. 300.
- 31) *Política*, II, no. 60.
- 32) *Documentos*, II, p. 159.
- 33) Azcona, *La elección*, pp. 149-150. なおローハスについては、A. Rodriguez Villa, "D. Francisco de Rojas, embajador de los Reyes Católicos", *Boletín de la Real Academia de la Historia* [以下、BRAH と略記], 28, 1896 がある。
- 34) *Documentos*, II, p. 191.
- 35) Azcona, *La elección*, Apé. 16; *Política*, III, nos. 94, 96.
- 36) Azcona, *La elección*, Apé. 17; *Política*, III, no. 120.

## II

まず、諸史料に現われた叙任に関する王権側の見解を列挙してみよう。

- (1) 1476年6月5日の国王使節宛のカトリック両王の指示書。

「旧き慣習 (antigua costumbre) と余らの特権 (preheminençia) とを守り、今後、余らの諸王国の首都大司教座教会、司教座教会を余らの嘆願なくして授与しないように。」<sup>1)</sup>

(2) 1478年6月25日のレオン聖堂参事会宛のカトリック両王の命令。

「この王国の大司教職は、国王の認可 (voto) をうけて授与さるべきであり、如何なる聖堂参事会も空位が生じたときには、まずそれについての国王の明確な命令と許可を得ずして、高位聖職者の選挙にとりかかるべきではない。」<sup>2)</sup>

(3) 1479年の国王使節宛のカトリック両王の指示書。

「空位となっている高位と、余らが嘆願する者とを示して教皇に送る特別の嘆願書なくして、今後これらの高位を授与しないように。」<sup>3)</sup>

(4) 1482年6月12日のフェルナンドの勅令。

「余の如何なる臣民も、また臣民以外の者も、空位となる大司教・司教やその他の聖職禄に関する教書・恵与状・叙任状またはその他の書状を、余の許可と執行令状なくして提示したり、また利用したりしないよう命ずる。」<sup>4)</sup>

(5) 1485年12月20日の国王使節宛のフェルナンドの指示書。

「余はシチリア王国やその他の余の所有せる王国において多くの保護権 (jus patronados) をもっている。教皇は余の推挙 (presentacion) なくしてそれら〔の高位や聖職禄〕を授与したが、余はかかる授与に対しては、余の権利の証しのために抵抗せざるを得ない。」<sup>5)</sup>

(6) 1486年1月20日の国王使節宛のカトリック両王の指示書。

「余らの祖先たる諸国王は、余らの諸王国を征服し、カトリックの信仰の敵たるモーロ人から、血を流してそれを獲得し、そこに多くの教会を設立し、同時にそれに自らの財産・収入を寄進し、今日までその設立者・保護者 (fundadores e patrones) であると見做されてきた。これを顧慮して過去の諸教皇は、教会の城や町が余らとその王国とに誠実である臣民の手中にあり、大きな損害や堪え難い不都合をもたらすことになる外国人の手中にないことが適当であると考え、諸国王の嘆願によって、教会をこの王国の出身者 (naturales) で、それに相応しく、且つ値する者に授与する慣習となっていた。余らの諸王国の教会を、それが教皇庁において空位となるか、或いはそれ以外において空位となるかに関わりなく、余らが嘆願した者に授与するよう、教皇に懇願すべし。」<sup>6)</sup>

(7) 1503年のカトリック両王の覚え書。

「カスティーリャ＝レオンの国王が高位聖職者を推挙し、その者が教皇によって王国の大司教職・司教職やその他の高位を与えられるのは、遙か古えからの慣習 (costumbre ynmemorial) である。」<sup>7)</sup>

(8) 1508年2月28日の国王使節宛のフェルナンドの指示書の草稿。

「余の祖先たる諸国王及び余が、主の助けを得て、聖なるカトリックの信仰の敵たるモーロ人から、人民の大いなる労苦をもって、また財産を費やして、更には臣下や住民の流血と死の犠牲を伴って、王国を征服し、また殆どの教会を建設したのだから、この王国の保護権 (patronasgo) は、余の娘たる女王〔フワナ〕に帰属している。またその他の権限として、この王国で空位となる教会についても、教皇庁で空位となるそれについても、教会を与えらるべき人々の推挙 (presentacion)・

指名 (nominação)・嘆願についての権限は、娘たる女王に帰属する。』<sup>8)</sup>

(9) 1512年の第五ラテラノ公会議のためのフェルナンドの指示書。

「スペインの諸国王は、モロ人の支配からこれらの王国を獲得し、すべての司教座教会を設立し、寄進した。このため彼らは、遙か昔から今日まで、王国で空位となった大司教職・司教職に人々を推挙する立場にあった。大司教職・司教職を保有する者が教皇庁で死亡し、教皇が余の指名・推挙なくして叙任することが多くの場合に起っている。教皇は、たとえ教皇庁において空位となっても、余らの指名・推挙なくして、余らが推挙する慣習となっている王国の大司教職・司教職を授与しないように。』<sup>9)</sup>

以上の(1)～(9)の諸史料に基づいて検討していくが、その前にこれらの史料に盛り込まれた主張が夫々の地域を対象としているのかについて考えておく必要がある。

(1), (2) はフェルナンドのアラゴン王位登極以前の文書であるから、当然カスティーリャのみを対象としている。(7)は「カスティーリャ＝レオンの国王」とあることから、(8)はカスティーリャ女王フアナの権限に関するものであることから、双方ともカスティーリャのみを対象としているのは明白である。(4) はここの臣民が引用しなかった他の部分<sup>10)</sup>からアラゴン王国の臣民のみを指していることは明瞭だから、アラゴンのみを対象としている、といえる。(5) は「その他の余の所有する王国」がカスティーリャまでも含むのか必ずしも明らかではないが、この文書がシチリアでの叙任を契機として出されたことを考えれば、やはりアラゴンのみを対象としている、と考えるのが妥当であろう。(3), (6)はカスティーリャとアラゴンの国王・女王たるフェルナンドとイサベルが、「これらの余らの王国」に関して述べていること、(9) は「スペインの諸国王」という表現があることから何れもカスティーリャとアラゴンの両方を対象としている、と解される。

以上の前提を踏まえて検討していくが、(1)～(9)の史料を、それが誰を対象に記されたものか、という観点から分類すると、(α) 王国内の聖職者を対象とした(2), (4)と、(β) 教皇を対象とした(1), (3), (5), (6), (7), (8), (9)とに分けられる。

(α)のうち(2)はカスティーリャにおいて、聖堂参事会による司教選挙には国王の許可が要ることを明示しており、(4)はアラゴンにおいて、国王の許可なくして叙任されることを禁じたものである。内容に異同はあるが、何れにせよ、カスティーリャとアラゴンの双方において、国内の聖職者が王権を無視して、直接教皇から叙任されることは許されない、という立場を王権がとっていたことは明らかである。

(β)のうち(1), (8)はカスティーリャにおいて、(6), (9)はカスティーリャとアラゴンにおいて、国王の嘆願＝推挙をうけて教皇が叙任することが古来の慣習であることを主張している。それではかかる慣習は何に由来するのであろうか。ここで注目すべきは、(5)でアラゴンにおける、(8)でカスティーリャにおける保護権に言及され、それとの関連で推挙権が捉えられていることである。そして保護権は、(6)によればカスティーリャとアラゴンにおいて、国王がキリスト教の敵モロ人から王国を征服し、教会を設立し、寄進したという歴史的事実に由来する、というのであ

る。つまり王権側の主張は、王国の征服 (conquista) と教会の設立 (fundación)・寄進 (donación) →保護権→推挙権、という構造になっている、といえるのである。<sup>11)</sup>

以上から、叙任に関する王権側の基本的立場を要約すれば、カスティーリャとアラゴンの(大)司教座において空位が生じた場合は、それが教皇庁においてであれ、王国においてであれ、教皇は王権の嘆願=推挙をうけて叙任せねばならない、ということになる。そして、かかる立場が叙任に関する王権の介入の根拠となっていたのである。

1) *Política*, I, no. 26, p. 318.

2) Azcona, *La elección*, Apé. 6.

3) CODOIN, VII, p. 546; *Política*, I, no. 74, p. 426.

4) *Documentos*, I, p. 234. "...ordinamus quodammodo nullus subditus noster, ac non subditus... audeat bullas, indulta, prouisiones aut rescripta aliqua... archiepiscopatibus, episcopatibus... et beneficiis aliis... vacantibus... presentare, aut... uti, sine licencia seu exequutoriis nostris."

5) *Documentos*, II, p. 259.

6) *Política*, II, no. 78, pp. 339-340. なお、これとほぼ全く同じ内容が、1493年5月3日のものと比定されている、国王使節宛のカトリック両王の指示書の草稿にも見られる。この草稿の原文は、E. Buceta, "Nuevos datos sobre la diplomacia de los Reyes Católicos. Minuta de las Instrucciones para la Embajada de Roma en 1493", *BRAH*, 97, 1930, pp. 341-349. 該当箇所は、*ibid.*, pp. 342-343.

7) Azcona, *La elección*, Apé. 28, p. 368.

8) *Ibid.*, Apé. 25, p. 360.

9) J.M. Doussinague, *Fernando el Católico y el Cisma de Pisa*, Madrid, 1946, Apé. 50, p. 540b.

10) *Documentos*, I, p. 233. "...in regnis et terris nostris, videlicet regnorum Aragonum, Sicilie, Valencie, Maioricarum et insularum et adiacencium, Sardinie ac principatus Cathalonie..."

11) (9) の場合は設立・寄進から直接的に推挙権が導出されているように見えるが、別の箇所でも、「余らはこれらの王国のすべての教会の保護者 (patrones de todas las yglesias destes reynos) であるから、教皇は余らの指名した者を余らの推挙をうけて叙任するように」(Doussinague, *op. cit.* Apé. 50, p. 540b) と述べられていることから、保護権が媒介となっているのは明らかである。

### III

王権側が、叙任に関して既述の如き基本的立場を形成するのには、カスティーリャ (Juan de Castilla) とパラシオス=ルビオス (Juan de Palacios Rubios 別名ロペス=デ=ビベーロ Juan López de Vivero) という2人の法学者の貢献が大きかった。そこで以下では、王権側の立場をよりよく理解するために、この2人の理論を見ておきたい。

カスティーリャはサラマンカ大学教授で、1489年には王室会議参議となり、後にアストルガ司教 (1494-1498)、サラマンカ司教 (1498-1510) を歴任し、教区において教会改革を実施した。<sup>1)</sup> 彼の理論は1487年の『復習講義 (repetitio)』の中で展開されているが、その結論部分<sup>2)</sup>を通して、彼の叙任に関する見解を見ていこう。

まず教皇の聖職禄に関する権限について検討される。「キリストは秘蹟を執行する権限をペテロのみに与えたのではなく、すべての使徒に与えたのである」。<sup>3)</sup> それ故、ペテロと他の使徒とは対等

であり、この関係は、教皇（＝ペテロの後継者）と司教（＝他の使徒の後継者）との間にも成立する。教皇の地位がこのように相対的なものにすぎない以上、聖職禄に対するその権限も絶対的なものではない。かかる規定の後に、保護権の下にある聖職禄へと議論が移る。

「保護権は、その起原と性格においては霊的なものであるが、俗人が〔教会の〕設立によって獲得するところから見れば、世俗的権利なのである」。<sup>4)</sup>「教会の高位聖職者が、かかる聖職禄に関して、俗人の保護者を抜きにして決定を下すことはできず、それ故に、保護者の事前の推挙なくして為された叙任が無効であることは明らかである」。<sup>5)</sup>これから、教会設立によって俗人が保護権を獲得し、そこから推挙権が派生し、これが叙任の不可欠の前提である、とされていることが判る。俗人の保護権と高位聖職者の聖職禄に関する権限との間の関係についてのかかる結論は、国王の保護権と教皇の聖職禄に関する権限との間の関係にも妥当することが、次に主張される。

「我々は、教皇は俗人の保護者、とりわけ国王の権利を教皇書翰によって決して侵害せず、また法の上からも侵害できない、という重要な規準を保護権に関して有しており、この場合〔侵害した場合〕には、叙任は無効である」。<sup>6)</sup>

以上の一般的考察から、次にスペイン王の推挙権という具体的・核心的問題に入っていく。

「トレード教会会議のヒスパニア及びガラエティアのすべての司教は、王権が選び、且つ自らが適切であると判断した者を、トレード司教が、死亡する司教の後継者に選ぶことができることを決定した」。<sup>7)</sup>『グラティアヌス教令集 (Decretum Gratiani)』に出てくるこの条項 (D. 63, c. 25) によれば、西ゴート王国時代のトレード教会会議において、国王に推挙権と呼んでよい特権が与えられたことが明らかとなるが、これに次のような慣習が付け加わる。

「旧き慣習は、スペインの諸王はサラセン人から土地を獲得し、メスキータ〔イスラム寺院〕を教会に変え、また大いに教会を設立・寄進したが故に、司教座が空位になった場合、空位の教会の聖堂参事会は、選挙の執行を妨害することなく了承するよう、直ちに国王に文書で伝える義務がある、と見做している」。<sup>8)</sup>これは『第六書 (Liber sextus)』に出てくる条項 (1. 6. 13) であるが、同様な条項が『七部法典 (Siete Partidas)』にもあることを、カスティーリャは指摘する。<sup>9)</sup>ここでは、聖堂参事会による司教選挙への王権の介入が合法化されている、と見てよい。

以上から、「法と旧き慣習と特権とにより、王国の教会の推挙権は、我らの国王に帰属する」<sup>10)</sup>という結論が導かれる。

このようにカスティーリャは教会法学者に相応しく、既存の法から根拠を引出して、スペイン国王の推挙権を正当化しているが、彼の議論ではスペイン国王の推挙権と教皇権との関係が、必ずしも明確には規定されていない。しかしスペイン国王の推挙権が確認された以上、教皇が国王の保護権を侵害できないという前出の規準から見て、教皇はスペイン国王の推挙をうけて叙任せねばならない、という命題が導き出されるのは明らかであろう。

ところで、カスティーリャの理論に特徴的なのは、王国での空位と教皇庁での空位という区別が全く見られないことである。叙任をめぐる実際の闘争で、この区別が論点のひとつとなっているこ

とを考えると、この点への配慮がないことは、彼の理論の現実的有効性をやや弱めているように思われる。この点、パラシオス＝ルビオスの小冊子『教皇庁において空位となった聖職禄について (De beneficiis in Curia vacantibus)』は、この区別にも目配りをきかせている。

彼はサラマンカの法学者で王室会議参議であり、1504年、教皇庁への国王使節に任命されるが、イサベルの死去のためローマ行きは実現しなかった。この小冊子はローマでの交渉のための覚え書として執筆されたものである。<sup>11)</sup>

彼はまず教皇の聖職禄に関する一般的権限について「教皇は聖職禄の支配者であるから、それを自由に処分でき、望むがままに、またその権限・地位に相応しい如くに、利用できる」<sup>12)</sup>と述べて、一応それが絶対的なものである、と規定する。ところが、この権限がスペイン国王の保護権との関係で具体的に捉え直されると、国王が聖職禄を創設・寄進し、また全教区をイスラム教徒の支配から奪回したことで獲得した保護権を顧慮せずに、教皇が聖職禄を処分することは、重大な非違ではないか、という非難が出てくる。<sup>13)</sup>

スペイン国王の保護権は、彼によれば、教皇庁での空位の場合も妥当する。つまり、聖職禄保有者が教皇庁で死亡したという事情は、教皇がその叙任を自由に留保するための、より良い、或いはより悪い条件も与えず、それがスペインのものであることに変わりはない。それ故、教皇が推挙を待たずに叙任した場合、それは有効であるとは認められないのである。<sup>14)</sup>

以上から、次の結論が出てくる。「教皇は聖職禄に関しては完全なる権限を有するが、他者、とりわけ俗人の権利を侵害してそれを行使すべきではない。何故なら、何人も正当な理由なくしてその権利を奪われるべきではないから。それは自然の衡平に反することである。或る者がおそらく自ら、或いは祖先の熱意と費用によって獲得した権利を正当の理由なくして奪うことは、とくに教皇においては、どれ程相応しいことであり得ようか」。<sup>15)</sup>

ここでは、スペイン国王がモーロ人との戦いで土地を獲得し、教会を設立・寄進したことによって手に入れた保護権を、教皇が正当な理由なくして奪うことは不当である、という主張が、一般的な表現をかりて述べられている、と解釈することができる。

パラシオス＝ルビオスの議論は実際の交渉を念頭において書かれたものだけに、カスティーリャに比して、法的根拠づけにおいて緻密性に欠けるという印象をうけるが、教皇庁での空位にも王権の推挙権を主張する彼の議論が、王権側に有用な武器を提供したことは否定できない。

以上見てきた2人の法学者に代表される理論を支柱として、王権の教皇との折衝が展開されていたのである。

1) カスティーリャの生涯については、Azcona, *Juan de Castilla, vector de Salamanca. Su doctrina sobre el derecho de los Reyes de España a la presentación de obispos*, Salamanca, 1975, pp. 9-46. とくに教区での教会改革については、J. García Oro, *Cisneros y la reforma del clero español en tiempo de los Reyes Católicos*, Madrid, 1971, pp. 133-138 を参照。

2) この原文は、Azcona, *Juan de Castilla*, pp. 73-114.

3) *Ibid.*, p. 90. "...Christus non tribuit potestatem exercendi sacramenta soli Petro, sed om-

- nibus apostolis....”
- 4) *Ibid.*, p. 93. “... ius patronatus, licet de sui (*sic*) origine et natura sit spirituale, prout tamen laico acquiritur ex fundatione ....certe ius temporale est....”
  - 5) *Ibid.*, p. 98. “...apparet.... nichil prelatos ecclesiasticos sine patronis laicos valere disponere circa talia beneficia, et per consequens factas provisiones, sine previa patroni presentatione, nullas esse.”
  - 6) *Ibid.*, p. 105. “...habemus regulam maximam in materia iuris patronatus.... que tenet quod nunquam per litteras apostolicas papa preiudicat nec iure preiudicare potest ....patronis laicis et maxime regibus etiam quibuscumque. Et quod isto casu provisiones sunt nulle....”
  - 7) *Ibid.*, p. 105. “...placuit omnibus pontificibus concilii toletani Ispanie atque Galacie, ut.... licitum maneat deinceps toletano pontifici, quoscumque regalis potestas elegerit et iam dicti toletani episcopi iudicium dignos esse probaverit.... decedentibus episcopis eligere successores.”
  - 8) *Ibid.*, p. 108–109. “Habet enim consuetudo antiqua ....quod propterea quia hispani reges terram quesiverunt a sarracenis et mesquitas ecclesias facerunt, ipsas fundando et dotando cumulatisime, vacantibus omnibus sedibus episcopalibus, tenetur capitulum ecclesie vacantis statim scribere regi quod placeat illi sine impedimento electionem permittere celebrari....”
  - 9) 原文では, Part. I, tit. V, ley XIII となっているが, 私が参照した版 (*Las siete partidas*, glosadas por el licenciado Gregorio López, Madrid, 1555 rep. n.d.) では, ley XVIII に当る。
  - 10) Azcona, *Juna de Castilla*, p. 110. “...ad principes nostros de iure, consuetudine antiqua et privilegio ....pertinet presentatio ecclesiarum regni sui....”
  - 11) 以下では, 次の要約を利用する。E. Bullón y Fernández, *El Doctor Palacios Rubios y sus obras*, Madrid, 1927, pp. 236–240.
  - 12) Bullón y Fernández, *op. cit.*, p. 236, n. 1. “...potest de beneficiis ad libitum disponere quia Papa beneficiorum est dominus.... eis uti potest sicut placet et decet suam potentiam sive statum....”
  - 13) *Ibid.*, pp. 237–238.
  - 14) *Ibid.*, p. 238.
  - 15) *Ibid.*, p. 239, n. 2. “Quamquam ergo Papa in beneficialibus plenissimam habeat potestatem .... tamen non debet illa uti cum alius praepredicio, praesertim laici, cum nemo iure suo privari debeat sine causa, quia hoc est contra equitatem naturalem ....quae autem decentia potest esse quod quis sine causa privetur iure suo, forte vigiliis et expensis suis vel suorum antecessorum quaesito et praecipue in Papa....”

#### IV

以上, 王権側の立場を明らかにしてきたが, それでは教皇側は如何なる立場をとっていたのであろうか。これを解明するためには, カトリック両王時代より前に遡って検討を加える必要がある。まず諸史料を列挙してみよう。

(1) 1418年5月13日の教皇マルティヌス5世とスペイン代表団 (*nación española*) との間の協約。

(a) 「教皇庁において如何なる仕方であれ空位となっている, 乃至空位となるであろう」すべての教会に関する叙任を教皇が留保する。

(b) 「それ以外の教会においては聖堂参事会が選挙を行なう。」<sup>1)</sup>

(2) 1421年10月8日のマルティヌス5世のカスティーリャ王フワン2世宛教書。

「その殆どすべてを汝の祖先たる諸王が立派に寄進した汝の王国の司教座教会に空位が生じた場

合には、聖堂参事会は実施される選挙について国王に相談し、国王の主張せる者が適切・十分であるならば、その者を選出するのが慣習となっていた。余がかかる慣習を承認し遵守するのが適切であるとの嘆願が汝から丁重に為された。それ故余は、かかる司教座教会の選挙・承認・叙任においては、従来遵守されてきた法や旧く且つ称賛すべき慣習に制限が加えられることを望まない。』<sup>2)</sup>

(3) 1436年7月24日のエウゲニウス4世のフワン2世宛教書。

「国王フワンとその後継者たちが、サラセン人の手から奪取するであろう土地において、メスキータから建設されるすべての教会、或いはカスティーリャ＝レオン王国や前記の奪取するであろう土地において、国王フワンとその後継者たちが自らの資産で設立し寄進する他の教会、これらの教会の保護権と、任所司教に適切な人物を推挙する権利とを、余は国王フワンとその後継者たちに永久に留保する。』<sup>3)</sup>

(4) 1456年1月10日のカリストゥス3世のカスティーリャ王エンリーケ4世宛教書。

「大司教職・司教職を、可能な限り、汝の要望に基づいて適切な人物に授与するよう努めるであろう。』<sup>4)</sup>

(5) 1459年2月27-28日のピウス2世のエンリーケ4世宛教書。

「余に嘆願された如く、大司教職・司教職を、できる限り、汝の要望に基づいて適切な人物に授与するよう努めるであろう。』<sup>5)</sup>

(6) 1460年11月1日のピウス2世のエンリーケ4世宛教書。

「全世界の教会のかかる叙任権は人からではなく神そのものから聖使徒ペテロに引渡され、その後継者を経て、余に至るまで引継がれてきた。汝は余の叙任に反対しているが、正当な理由をもっていないし、保護権を申し立てることも正当な弁明とはならない。何故なら、教皇座は教会の統治においては、如何なる人間の権利や特権によっても妨げられないからである。』<sup>6)</sup>

以上の6つの文書から、教皇側の立場はどのようなものであった、といえようか。(3)からは、(α) フワン2世以後、王権によって設立・寄進された教会について、国王は保護権・推挙権を保持する。(1), (2)からは、(β) それより以前に設立された教会については、教皇座での空位は教皇が、それ以外は国王と聖堂参事会が実質的決定権をもつ、(4), (5)からは、(γ) 一般に叙任については王権の意向を尊重する、という立場が夫々導出される。ところが(6)からは、(δ) 教皇の叙任権は絶対的なものであり、王権から如何なる制約もうけない、という立場が出てくる。(γ)は、例えば推挙権を与える、というような明確な規定ではないから、その意義を余り大きく評価することは慎まねばならないにしても、(α), (β)の区別を超えて、叙任一般において王権の意向が影響力をもつことを承認したものであると解釈できるから、(δ)とは著しい対照をなしている、といえる。

以上を要約すれば、カトリック両王時代より前の教皇側の立場は、王権の意向の尊重から王権の関与の絶対的拒否まで、大きな振幅をもって揺れ動いていた、ということになる。

それではカトリック両王時代になると、教皇側の立場はどうなるのであろうか。

1482年7月8日のシクストゥス4世のクエンカ司教叙任状には、「教皇座で現在空位となっている、及び今後空位となるすべての教会の叙任を以前から余は、自ら付与し授与すべく留保しておいたのであるから」<sup>7)</sup>とあり、(1)(a)の立場を維持していることが判る。1486年5月15日のインノケンティウス8世のカトリック両王宛教書は、(3)を転記した後に、「前記の〔文書の〕趣旨が、前記の原文書が有していたのと同じ有効性をあらゆる点において有することを、教皇の権威をもって」確認しており、<sup>8)</sup>1486年7月13日の同教皇の命令書は、(2)を転記した後に、「この文書が余の公証人及び教皇庁書記によって記録され、公表されるよう」命じている。<sup>9)</sup>

1486年12月13日のインノケンティウス8世の教書は、グラナダ王国、カナリア諸島、プエルト＝レアル (Puerto Real) における司教座教会に関して、「全き保護権と推挙権」(plenum ius patronatus et presentandi) をフェルナンドとイサベル及び彼らの後継者に「未来永劫に亘り」(perpetuis futuris temporibus) 譲与しているが、<sup>10)</sup>これは(3)の内容を鮮かに実現している。

1514年7月17日のレオ10世のフェルナンド宛教書は、スペインにおける外国人の叙任を禁じた諸王令に関連して、これが「如何なる地の如何なる者に対しても聖職禄を譲与し得る権限を、聖なるカノン法と神の掟に背いて全教会の首長たるローマ教皇から奪った」<sup>11)</sup>と述べて、叙任に対する王権の介入を非難しているが、その背後には(6)と同じ教皇の叙任権の無制約性の理念があることが窺われる。

以上の検討から、カトリック両王時代とその前の時代との教皇の立場を比較してみると、(4)、(5)の内容が前者に欠如していることが最大の差異であり、ここから全体的に見て、カトリック両王時代の教皇側の立場は、それより前に比して王権にとってより厳しくなっている、と評価できる。

カトリック両王時代の教皇側の立場を要約すれば、王国での空位に関する聖堂参事会の司教選挙への王権の関与を承認したに留まり、場合によっては教皇の叙任権の絶対性を盾に王権の関与を全面的に否定する可能性をも蔵していた、といえるが、これと、叙任全般に亘って国王の嘆願＝推挙を不可欠の前提として主張する王権側の立場との間の逕庭は大きい。両者のかかる理論面での対立が叙任をめぐる現実の闘争の背後に伏在していたのである。

1) Azcona, *La elección*, pp. 65–66. “tunc apud Sedem Apostolicam quocumque modo vacantia et in posterum vacatura”, “In coeteris vero ecclesiis . . . fient electiones canonicae”

2) C. Gutiérrez, “La política religiosa de los Reyes Católicos en España hasta la conquista de Granada”, *Miscelánea Comillas*, 18, 1952, Apé. 1; Azcona, *La elección*, Apé. 1. “. . . vacantibus ecclesiis cathedralibus regnorum tuorum, quas pene omnes prefati reges, progenitores tui, magnifice dotaverunt, capitula dictarum ecclesiarum . . . prefatos reges super huiusmodi electione celebranda consulere et illam, seu illas, si tamen sint sufficientes et ydonee, pro quibus reges . . . instarent, personas eligere . . . consueverunt . . . pro parte tua nobis fuit humiliter supplicatum quatenus predictas consuetudines approbare et observare . . . dignaremur. Nos, igitur . . . nolumus quod in electionibus, confirmationibus et provisionibus de huiusmodi cathedralibus ecclesiis . . . derogetur iuribus et antiquis ac laudabilibus consuetudinibus, servatis hactenus . . .”

- 3) Gutiérrez, *art. cit.*, Apé. 2, p. 257. "... ius patronatus omnium et singularum ecclesiarum, quas in terris ab eorundem sarracenorum manibus per ispos Iohannem regem et eius successores acquirendis de mezquitis.... fierj .... contigerit .... necnon aliarum quas predicti Iohannes rex et eius successores in Castelle et Legionis regnis ac prefatis acquirendis terris de suis bonis fundauerint atque doctauerint ecclesiarum et presentandi locorum Ordinariis personas idoneas ....perpetuo reseruamus...."
- 4) Azcona, *La elección*, Apé. 2. "... de archiepiscopatibus, episcopatibus.... personis ydoneis, quantum.... possumus, iuxta tuum desiderium studebimus providere."
- 5) *Ibid.*, Apé. 3.
- 6) *Ibid.*, Apé. 4. "Haec potestas providendi ecclesiis per universum orbem non ab hominibus, sed ab ipso Deo tradita est beato Petro apostolo, et per ipsum eiusque successores ad Nos usque derivata. Tu te nostrae provisioni opponis. Non uteris bono consilio, nec bona excusatio est ius patronatus allegare, nam Sedes nostra in ecclesiarum regimine nullis humanis iuribus aut privilegiis impeditur."
- 7) *Ibid.*, Apé. 11. "Dudum siquidem, provisiones ecclesiarum omnium apud sedem apostolicam tunc vacantium et in antea vacanturam ordinationi et dispositioni nostre reservavimus...."
- 8) Gutiérrez, *art. cit.*, Apé. 4; J. Peraza de Ayala, "El Real Patronato de Canarias", *Anuario de Historia del Derecho Español* [以下, *AHDE* と略記], 30, 1960, Apé. I.
- 9) Gutiérrez, *art. cit.*, Apé. 5.
- 10) *Ibid.*, Apé. 6, p. 266; Peraza de Ayala, *art. cit.*, Apé. II, p. 172.
- 11) J. Goñi Gaztambide, "España y el Concilio V de Laterán", *Annuarium historiae conciliorum*, 6, 1974, Apé. 3, p. 221. "Auferunt denique romano pontifici, capti universalis ecclesiae, potestatem conferendi beneficia quibuslibet in quibuscumque locis contra sacros canones, divinaque instituta."

## V

以上、叙任問題に焦点をあてて検討を加えてきたが、この問題がカトリック両王の教会政策の根幹を成していたことは確かだとしても、それが唯一の問題であった訳ではない。そこで以下では、叙任問題とともに他の問題をも考察範囲に入れて検討し、両王の教会政策の基本的性格を明らかにしたい。以下で扱うのは、叙任、財政、宗務停止令、教会裁判権の4つの問題である。

## 〔1〕 叙任

叙任に際して王権による嘆願＝推挙が前提とされる、という主張が、叙任に王権の意向を最大限に反映させようとする目的をもっていたことはいうまでもないが、それではこれによって王権は具体的に何を目指したのであろうか。結論を先取りしていえば、外国人の排除がその最大の狙いであった、と考えられる。これは以下の諸史料から裏付けられる。

(1) 1479年の国王使節宛のカトリック両王の指示書は、「この王国の出身者でない枢機卿やその他の人々のために王権が行なった嘆願を撤回する」として、外国人排除の方向への転換を示し、次いで、「余らの王国内の大司教職・司教職は重要な高位であり、その多くは多くの町・城をもつが故に王国の維持と平穩に大きな役割を果たしており、それを授与される者は王国出身者で、余らとその王国に極めて誠実な者たちであった」として、王国出身者叙任の原則を述べている。<sup>1)</sup>

(2) 1479年11月6日の王国の高位聖職者などに宛てたフェルナンドの王令は、教皇が「王国出身者でない者」に高位や聖職禄を与えているが、彼らはそれが「王国の法と命令」に反するために

保有できないので、これを王国出身者に譲与し、それによって聖職禄を保有し、余の王国から金・銀貨を引出している、と述べて、これに対する規制を命じている。<sup>2)</sup>

(3) 1482年6月以前のもとは比定される王権側の覚え書は、外国人は帰化状 (*naturaleza*) をもたずして王国で聖職禄を与えられず、また聖職禄継承権 (*expectativas*) をもてない、というエンリーケ4世宛教書の再交付を求め王国出身者でない者に与えられた聖職禄継承権の撤回を要求している。<sup>3)</sup>

(4) 1486年1月20日の国王使節宛のカトリック両王の指示書は、この王国に生まれた者でなく、また帰化状をももたない外国人は、聖職禄や高位を与えられないのが慣習であり、過去に為されたこれに反する叙任は、被叙任者が教会に到来・居住しないために、教会が然るべき僕を欠くという大きな不都合をもたらすが故に王国では承認されなかった、と述べて、この慣習の遵守を求めている。<sup>4)</sup>

(5) 1493年5月3日以前のもとは比定される国王使節宛のカトリック両王の指示書の草稿は、王国出身者でなく、帰化状 (*cartas de naturaleza*) をもたない者に王国の聖職禄を与えず、既に与えられていた場合は撤回するという趣旨の教書を要請するよう命じている。<sup>5)</sup>

(6) 1493年5月3日の国王使節宛のカトリック両王の指示書は、(4)と同様の内容を繰返している。<sup>6)</sup>

(7) 1512年の第五ラテラノ公会議のためのフェルナンドの指示書は、外国人が王国の聖職禄や高位を獲得しようとするため王国出身者がそれを獲得できず、また王国から多くの貨幣が流出しているので、外国人は王国の高位や聖堂参事会員職やその他の聖職禄を保有できない旨の教書を教皇に求めるよう指示している。<sup>7)</sup>

以上の諸史料から王権は、カスティーリャ、アラゴンの出身者でなく、帰化状ももたない外国人には、高位や聖職禄、及びその継承権が与えられるべきではない、と主張していたことが判る。そしてその理由としては、教会が城などをもつことがあることから王国統治にとって重要な位置を占めていて、そのために王権に誠実な者が支配することが望ましいが、この点外国人では不安があったこと、金・銀貨の国外流出を惹き起すこと、外国人は不在聖職者となることが多く、教会管理や教区民の教化に支障を来たすこと、といった政治的、経済＝財政的、宗教的諸理由が挙げられていることが知られる。

## [2] 財政

教皇はスペイン国内に多くの収入を有していたが、その主なものを列挙すれば次の通りである。<sup>8)</sup>

(1) 対トルコ・クルサーダ (*cruzada*)——オスマン＝トルコとの戦争に必要な資金を得るために、霊的恩寵を与える代わりに寄付を募ったもので、王国内で教皇使節が勧奨し、徴収する。

(2) 対グラナーダ・クルサーダの3分の1——グラナーダとの戦争資金を得るためになされた(1)と同様な性格のもので、収入の3分の1を教皇が取得し、残り3分の2を王権が取得する。

(3) 贖宥符 (*indulgencias*) 販売収入——教皇は贖宥符の販売を許可して収益の一部を取得する。

(4) 枢機卿や司教が信仰のために遺贈した財産 (*causas pías*) の3分の1。

(5) 聖職禄取得納金 (*anata, media anata*)——聖職禄を取得した者が教皇に差出す1年または半年分の収入。

(6) 司教遺産 (*espolio*)——教皇が取得する物故した司教の非家産的遺産。

(7) 聖職者上納金 (*subsidio del clero*)——対トルコ戦争資金として聖職者が教皇に上納した献金。

以上の収入のうち、(1)～(3)は俗人から、(4)～(7)は聖職者からの収入であるという違いはあるが、これらが王国からの貨幣の流出をもたらしたことは確実である。また贖宥符は購買者にとってクルサーダと類似の意味をもっただけに、その販売はクルサーダの収入減少をもたらす虞れがあったが、このことは対グラナダ戦争資金調達のためにクルサーダに依存していた王権にとって憂慮すべき事柄であった。<sup>9)</sup>これらの理由から、王権ができる限り教皇の収入の制限を図ったことは当然であるが、そのためにとられた方法として次の2つが考えられる。

第1は、かかる収入そのものの撤廃乃至制限である。例えば、1486年1月20日の指示書では、王国で死亡した聖職者の財産は教皇庁に帰属する、と定めたシクストゥス4世の教書に触れ、かかることは前代未聞のことであり、教会のみならず王国全体の大きな損害である、としてその撤回を求めている。<sup>10)</sup>1493年5月3日の指示書では、聖職禄取得納金が教皇庁の帳簿での評価額以上に著しく増加しているのを、その評価を減ずるよう求めよと指示し、同じ指示書で贖宥符の販売者が多額のマラベディ貨を王国から引出すために、王国が貧困化するのを、今まで発給した有料の贖宥符を停止し、今後の贖宥符発給に際しては、まず王室会議にそれを提示して高位聖職者などの検討を経ねばならない、と命ずるよう要請すべしと指示している。<sup>11)</sup>これをうけて1493年7月27日の教書は、「すべての贖宥符を、それが任所司教、次いで教皇大使、そして国王・女王の礼拝堂付司教、国王・女王の会議〔王室会議〕の1人か2人の大司教乃至司教によって調査されるまで停止する」<sup>12)</sup>としている。

1508年2月28日のフェリーペの指示書は、教皇は死亡した大司教・司教の遺産を教皇庁に送らせてきたが、司教遺産は教会のものであり、後継者のために保管さるべきである、と述べ、1512年の第五ラテラノ公会議のためのフェルナンドの指示書は、他のキリスト教王国ではスペインでのように聖職禄取得納金が徴収されておらず、徴収することは教会法と矛盾する、また死亡した司教の財産や空位の司教座の収入は、後継者のために保管さるべきである、と主張している。<sup>13)</sup>

第2は、教皇収入の徴収にあたるために派遣された教皇役人(教皇大使、教皇収入徴収人 *colectores*、教皇特使 *legados* など)の活動の制限である。<sup>14)</sup>1481年7月の指示書では、クルサーダや聖職者上納金の徴収には、教皇から業務を託されたドミニコ会副会長のみで充分であり、教皇特使・教皇大使・教皇収入徴収人として人員を派遣しないよう要請すべしと指示され、<sup>15)</sup>1508年2月28日の指示書では、過去においても、またフェルナンドの時代にさえ、それが王国出身者か国王の同意を得て任命された者でない限り、王国に常駐の教皇大使を置かなかつたので、かかる慣習を守るよう教皇に伝えよ、と命じられている。<sup>16)</sup>

### 〔3〕 宗務停止令

まず、指示書の中に出てくる宗務停止令関係の項目をみていこう。

(1) 1476年6月5日の指示書は、軽微な理由で宗務停止令が出されるため、その命令の原因となった者が宮廷に居る場合は、宮廷内礼拝堂での宗務が執行できない、そこで、被処罰者を除けば宗務が執行できるよう教皇に嘆願せよ、と述べ、(2) 1478年の指示書も同様に、宗務停止令期間中に宮廷でミサの執行ができるための恩赦を嘆願せよ、と命じている。<sup>17)</sup> (3) 1479年の指示書は、宮廷の所在地が宗務停止令下にあった場合には、宗務停止令を中止できる権限を宮廷内最古参高位聖職者に委ねるよう求めよ、と指示し、<sup>18)</sup> (4) 1486年1月20日の指示書は、宗務停止令が下された審理経過と、それを課するための判決とを前以って王室会議に提示することなくして、宮廷において如何なる宗務停止令も課しえない旨の教書を要請するよう指示している。<sup>19)</sup>

以上の指示書に出てくる宗務停止令は、文脈から見て国内の司教によるものを意味していると判断できるが、(1)、(2)が宗務停止令の例外規定を教皇に請願しているのに対し、(3)ではこれを宮廷内の聖職者が停止できるように、また(4)では宮廷に関わる宗務停止令には王権の承諾が前提条件となるように、教皇に要望している。これらから、王権の狙いが、教会権力の最大の武器のひとつである宗務停止令の威力を弱体化することであったことは確かである。

### 〔4〕 教会裁判権

裁判権関係のものとして次の3つの問題が挙げられる。

(1) 教会留保裁判権 (*conservatoria*)。この裁判権のために聖職者に対して世俗裁判権を行使できない王権にとって、これは容認し難いものであったことは推察に難くない。1476年6月5日の指示書は、教会留保裁判権のために多くの不祥事が起り、国王裁判権が侵害されているので、今までに与えられたすべての教会留保裁判権を教皇が撤回し、教会留保裁判を普通法 (*derecho común*) に従わせるように求めることを指示しており、<sup>20)</sup> 同様の指示は、1479年の指示書にも見られ、<sup>21)</sup> また教会留保裁判を普通法に従わせるようにという要求は、1486年1月20日の指示書、<sup>22)</sup> 1493年5月3日の指示書<sup>23)</sup>でも繰返されている。また1512年の指示書は、教会留保裁判官が管轄外の裁判も行なって国王裁判権を侵害している、と訴えている。<sup>24)</sup>

(2) 聖職者特権 (*privilegio clerical*)。1479年の指示書には、「剃髪せず、清楚な衣服をまとわず、宗務も執行しない者が殺人・窃盗などを犯しながら、聖職者特権を享受して教会裁判官によって保護されているが、これは由々しきことである」といった趣旨の訴えがあるが、<sup>25)</sup> 聖職者特権が濫用されているかかる事態を王権が黙視できる筈がなかった。1476年6月5日の指示書は、冠状剃髪をせず、1パルモ以上膝より長い、頭巾のない衣服をまとっていない聖職者は聖職者特権を享受できず、世俗裁判官は彼らを裁くことができること、<sup>26)</sup> 1479年の指示書は、前記の訴えの後で、剃髪・僧服についての明確な規定を定めて、これを守らぬ者は聖職者特権を享受できぬとすること、<sup>27)</sup> 1486年1月20日の指示書は、聖職者特権適用の是非をめぐる世俗・教会裁判官の間に争いが起った場合は、宮廷内最古参聖職者がその争いを裁くことができること、<sup>28)</sup> を夫々要求するよ

う指示している。1493年5月3日の指示書は、これら一連の請願をすべて包括した内容の請願を含んでいる。<sup>29)</sup>

(3) 宮廷内聖職者の裁判権。王権は直接的に規正を及ぼしにくい聖職者に対して、宮廷内聖職者を媒介として規正を加えようとする。1476年6月5日、1479年、1486年1月20日、1493年5月3日以前の各指示書は、<sup>30)</sup> 反逆罪を犯した聖職者を宮廷内(最古参高位)聖職者が裁くことができるようにすること、という趣旨の要求を指示しているが、とくに1476年6月5日の指示書は、「たとえその者が教皇庁直属の聖職者であっても」と述べて、強い姿勢を示している。また1479年の指示書は、世俗・教会裁判官の間のすべての裁判管轄権をめぐる争いについての審理・裁断を宮廷内最古参高位聖職者に委ねるように求めよ、と指示しており、<sup>31)</sup> 宮廷内聖職者の権限を強化しようとする意図が窺われる。

以上の(1)~(3)から、王権は教会裁判権や聖職者特権を撤廃乃至制限して聖職者をもできる限り世俗裁判権の下に取り込むとともに、側近の聖職者を媒介として聖職者の規正を図った、といえる。

以上の〔1〕~〔4〕の検討を踏まえて、カトリック両王の教会政策の一般的性格を規定すると次のようになるであろう。

〔1〕,〔2〕は教皇に対する政策であり、〔1〕では教皇側近の外国人によるスペイン国内の司教職や聖職禄の獲得の阻止、〔2〕では国内での教皇の収入の減少、を夫々図り、人的・財政的側面において、教皇の支配からの国内教会の解放を目指している。

〔3〕,〔4〕は国内教会に対する政策であり、〔3〕では俗権に対する教会の武器である宗務停止令の弱体化、〔4〕では聖職者に対する世俗裁判権の行使、教会裁判権の制限、聖職者の規正、を夫々図り、王権による国内教会の統制を目指している。

1) CODOIN, VII, pp. 545-547; *Política*, I, no. 74, p. 426.

2) *Política*, I, no. 77.

3) *Política*, II, no. 2, p. 186.

4) *Política*, II, no. 78, p. 344.

5) Buceta, "Nuevos datos", pp. 343-344.

6) Buceta, "Contribución al estudio de la diplomacia de los Reyes Católicos. La embajada de López de Haro a Roma en 1493", *AHDE*, 6, 1929, doc. II, pp. 179-180; *Política* III, no. 123, pp. 398-399.

7) Doussinague, *op. cit.*, Apé. 50, p. 542b.

8) Azcona, *Isabel*, pp. 492-496; Id., "Reforma", pp. 190-195.

9) Goñi Gaztambide, *Historia de la Bula de la Cruzada en España*, Vitoria, 1958, p. 463.

10) *Política*, II, no. 78, p. 350.

11) *Política*, III, no. 123, pp. 407, 405-406.

12) Goñi Gaztambide, "Los cuestores en España y la regalia de Indulgencias", *Hispania Sacra*, 2, 1949, p. 6. "... omnes et singulas indulgencias... suspendimus... donec per loci ordinarium... et deinde per ...nuncium... ac capellanum ...regis et regine, necnon unum vel duos archiepiscopos vel episcopos de eorumdem regis et regine concilio... inspecte fuerint."

13) Azcona, *La elección*, Apé. 25, pp. 359-360; Doussinague, *op. cit.*, Apé. 50, p. 541.

- 14) これらの教皇役人の活動については、フェルナンデス＝アロンソの下記の3つの論文が1466-1503年をカバーしている。J. Fernández Alonso, "Don Francisco de Prats, primer nuncio permanente en España (1492-1503)", *Anthologica annua*, 1, 1953; Id., "Los enviados pontificios y la Colectoría en España de 1466 a 1475", *Anthologica annua*, 2, 1954; Id., "Nuncios, colectores y legados pontificios en España de 1474 a 1492", *Hispania Sacra*, 10, 1957.
- 15) Azcona, *La elección*, Apé. 10, p. 330; *Política*, I, no. 108, p. 497.
- 16) Azcona, *La elección*, Apé. 25, p. 361.
- 17) *Política*, I, no. 26, pp. 315-316; I, no. 47, p. 357.
- 18) CODOIN, VII, p. 551; *Política*, I, no. 74, p. 430.
- 19) *Política*, II, no. 78, p. 348.
- 20) *Política*, I, no. 26, p. 317.
- 21) CODOIN, VII, pp. 551-552; *Política*, I, no. 74, pp. 429-430.
- 22) *Política*, II, no. 78, p. 349.
- 23) Buceta, "Contribución", doc. II, p. 181; *Política*, III, no. 123, pp. 389-400.
- 24) Doussinague, *op. cit.*, Apé. 50, p. 591b.
- 25) CODOIN, VII, pp. 548-549; *Política*, I, no. 74, pp. 427-428. 同様の訴えは、1486年1月20日の指示書 (*Política*, II, no. 78, p. 345), 1512年の指示書 (Doussinague, *op. cit.*, Apé. 50, p. 541b) にも見られる。
- 26) *Política*, I, no. 26, p. 317.
- 27) CODOIN, VII, p. 549; *Política* I, no. 74, p. 428, 同様の請願は、1486年1月20日、1512年の両指示書にもある。 *Política*, II, no. 78, p. 345; Doussinague, *op. cit.*, Apé. 50, p. 541b.
- 28) *Política*, II, no. 78, pp. 346-347.
- 29) Buceta, "Contribución", doc. II, pp. 177-179; *Política*, III, no. 123, pp. 396-398.
- 30) *Política*, I, no. 26, p. 216; CODOIN, VII, pp. 553-554; *Política*, I, no. 74, p. 428; *Política*, III, no. 78, p. 349; Buceta, "Nuevos datos", pp. 344-345.
- 31) CODOIN, VII, pp. 549-550; *Política*, I, no. 74, p. 428.

## VI

以上見てきたように、カトリック両王の教会政策は、対外的には教皇権からの自立、対内的には王権による教会統制を目指したものであったが、それではかかる政策が王国の諸身分にどのように受けとめられていたのか。最後にこの問題を検討していきたい。

第1の対外的政策についていえば、これは諸身分の従来からの要求を王権が代行した、という性格が強い。それは一連のコルテスでの請願を見ることによって判る。

1393年のマドリードのコルテスでは、外国人に聖職禄を与えない旨の教書を得ることが論じられ、その理由として、王国出身者が聖職禄を得られないため絶望して研鑽を怠ること、王国から多くの収入が失われること、民衆を教化すべき聖職者が不在となること、が挙げられているが、<sup>1)</sup>同様の請願は、1390年のマドリード、同年のグワダラハラ、1391年のブルゴスの夫々のコルテスでも見られ、1419年のマドリードのコルテスでは国王が諸身分からの請願に応じて、外国人の聖職禄獲得を承認しないことを公約している。<sup>2)</sup> 1425年のパレンスエラ (Palenzuela) のコルテスでは、1419年のコルテスでの命令が死文化しているとして、改めて請願が為されている。<sup>3)</sup>

1473年のサンタ＝マリーア＝デ＝ニエバ (Santa Maria de Nieva) のコルテスでは、「モーロ人

から土地を奪回し、それをキリスト教化したカスティーリャ＝レオンの諸王は教会に対する特権を与えられ、教皇は高位聖職者については国王の嘆願をうけて叙任してきたが、信頼できない者が王国の高位聖職を占め、教会の城を手中にすることがあってはならないから、この称賛すべき慣習 (loable costumbre) は法的根拠をもっている。外国人が叙任されると貨幣などが国外に流出し、モーロ人との戦争や王国の護りが困難となり、また不在となるから宗務が実施されない。従って外国人に与えた帰化状を撤回し、今後発給しないように」と請願されているが、<sup>4)</sup>ここにはカトリック両王の教会政策が先取りされている観がある。

1476年のマドリガル (Madrigal) のコルテスでは、外国人への帰化状の撤回と今後の発給停止が守られていないという請願をうけて、王権が今までの帰化状を無効化しているし、1480年のトレードのコルテスでも、前述のサンタ＝マリーア＝デ＝ニエバとマドリガルのコルテスでの法令を確認し、外国人に与えられた帰化状を撤回している。<sup>5)</sup>

このようにカスティーリャでは諸身分が外国人排除に積極的であり、カトリック両王はこれを進んで自己の政策に取入れた、ということが出来る。なお、アラゴンでも、1423年のマエリャ (Maella) のコルテスで外国人の聖職禄保有不可が確認されており、<sup>6)</sup>カスティーリャと殆ど事情は異ならなかった、と推測される。

以上は対外的政策のうち叙任についてのみ見た訳だが、財政問題についても、叙任に関して王国からの貨幣流出を愁訴していることから見て、コルテスの請願には表われては来ないが、やはり王権の政策に好意的であった、と考えてよからう。従って王権の対外的教会政策は全体として、諸身分の支持を得ていたものと推察される。

第2に、対内的政策について検討しよう。ここでは専ら聖職者身分の動向が問題となる。以下では、カトリック両王が召集した1478年7～8月のセビーリャ全国教会会議での王権の諮問に対する回答と、第五ラテラノ公会議のための王権の諮問に対する回答を史料として考えていきたい。

セビーリャ全国教会会議における王権からの諮問事項は16項あるが、この内、本稿に関連するものを列挙する。<sup>7)</sup>

第2項——首都大司教・司教の叙任については教皇が余の嘆願をうけて叙任するという旧き慣習が守られてきており、これは王国出身者で余に誠実なる者にかかる高位が与えられるためにである。

第3項——王国出身者でない者には、この王国の高位の聖職やその他の聖職禄が与えらるべきではない。

第4項——王国に聖職禄をもつ高位聖職者やその他の者は、ここに居住すべきである。何故なら、不在によって当該教会は司牧者を奪われ、礼拝がおろそかになり、更には多くの貨幣や富が王国から引出されるから。

第5項——聖職者に対する裁判をめぐって教会・世俗裁判官の間で紛争が起きているが、聖職者のうち、如何なる者が聖職者特権を享受すべきであるのか。

第8項——国王に対する誠実義務を守らぬ聖職者に対して、教会罰、収入没収、職務停止・剝奪、などを課することについて。

第9項——宮廷で宗務停止令が課せられるのは、慎重に検討した上で、且つ重大な理由の場合に限られるべきである。

第10項——教会留保裁判官が普通法に定める所に従って裁くことができるべきである。

第11項——贖宥符は献金によって譲与さるべきではない。王国から貨幣などが引出される原因となるから。

第16項——教皇特使・大使の派遣を止めること。多くの貨幣などが引出されるから。

以上の9項目に対する回答は次の通りである。<sup>8)</sup>

第2・10・11項——教皇にかかる旨、嘆願すべきである。

第3項——今後は諸身分の同意なくして外国人に帰化状を与えないよう、国王に嘆願する。

第4項——教皇にかかる旨、嘆願すればよい。但し、枢機卿である場合は除く。

第5項——冠状剃髪をしていない者、膝下4デードの長さの僧衣をまとっていない者は聖職者特権を享受できない。

第8項——国王に対する誠実を守らぬ聖職者がいた場合は、教皇が国内の3人の者を裁判官に任命し、彼らが不誠実な行為の中止を諫告し、肯じない場合には裁判を行なう、という方法とるよう国王が教皇に要請し、2年以内に教皇が裁判官を任命しないときには、国内の高位聖職者がそれを任命できる。

第9項——破門宣告をうけるような罰に関して規定したこの王国の法を守り執行するよう命じて欲しい。そうすれば宗務停止令は止むであろう。

第16項——改革は国王の権限であるから、随意にすればよい。

以上の回答から、聖職者は王権の教会政策に如何なる対応を示した、というべきであろうか。Vで見た4つの問題に分けて考えてみよう。

第2・3・4項から見ると、叙任における王権の嘆願＝推挙権を認め、また外国人排除の原則を支持していたことは明白である。但し、第4項の回答で枢機卿を例外としていることは、外国人の中では枢機卿が高位を与えられる例が多いことを考えれば、聖職者は外国人排除の理由として不在の問題をさほど重視していなかった、とも考えられる。

第11・16項から見ると、贖宥符、教皇役人の派遣については王権側の政策を全面的に認めており、財政面での教会政策もほぼ支持していた、といってよからう。

第9項の宗務停止令については、法が守られないから課さざるを得ないのだ、という反論のニエアンスが窺われる。

第5・8・10項は裁判権関係の条項で、第5項は聖職者特権を享受すべき聖職者を規定し、第8項は反王権の聖職者を裁く方法を提案している。第5・10項の回答は王権側の意図に沿ったものであると評価できるが、第8項の回答は王権側の考えていた方式（宮廷内最古参高位聖職者による裁

判)に比べると迂遠な方法であり、できるだけ王権の介入を避けようとする意図が窺える。

次に、第五ラテラノ公会議のためのフェルナンドの諮問に対する回答を見ていく。

(1) アストルガ司教アセーベス (Sancho de Acebes) の覚え書 (1511年12月31日付)は、剃髪せず、僧衣をまとうぬ聖職者は、聖職者特権を享受できないというアレクサンデル6世の教書 (1493年7月25日, 1502年5月15日)を守ることを、教会留保裁判権を撤回すること、教会関係の訴訟を国王裁判所にもち込むことができること、といった王権の政策に沿った事項がある一方で、教会の職位とりわけ大司教職・司教職は法に従って有能な人物に与え、国王などの保護者が他の者を推挙しても、受入れるべきではない、宗務停止令中にミサを執行する許可を抑制すべきである、といった王権の政策と対立する内容が含まれていることが注目される。<sup>9)</sup>

(2) バルセローナ司教マルティン＝ガルシーア (Martín García) の覚え書 (1511年末)では、聖職禄取得納金の抑制、聖職者の剃髪・特権・衣服などに関する、とくに罪を犯してから剃髪して聖職者特権を享受し、処罰を免れんとする者に関する規制が、王権の政策に合致するものとして、抽出できる。<sup>10)</sup>

(3) セビーリャ大司教デーサ (Diego de Deza) の覚え書では次のような主張が見られる。①司教遺産や空位間の教会収入が教皇庁に帰すことは教会に損害を与え、また王国からのマラベディ貨流出をもたらすから、これを後継者の聖職禄取得納金などに充てるため教会の管理下に置くべきである。②聖職禄が王国に居住しない者に与えられるため、神の礼拝が損なわれ、秘蹟授与にも支障を来たしているので、外国人には聖職禄が与えられるべきではない。③平信徒の服をまとった者が最初の冠状剃髪の聖職者 (clerigos de primera corona) であると称して通常裁判権に服さず、教会裁判官も彼らを保護しているので、下級聖品 (grados) や副司祭 (epístola) に叙品されずして、最初の剃髪を命ぜらるべきではない、④宗務停止令は発令前に王室会議に提示されねばならない、⑤教会留保裁判権は原則として廃止すべきである。<sup>11)</sup>

以上の3つの史料から見た聖職者側の見解は、王権の教会政策とほぼ合致していた、といえよう。なお、(1)に見られた王権とは背反した主張についていえば、叙任については外国人排除に関する言及がないので、これに反対していたとは断定できないから、教皇権の支配からの国内教会の解放に異議を唱えていたかどうかは不明である。ただ叙任や宗務停止令といった教会的事項への王権の介入に対する警戒があったことは確かであり、この点ではセビーリャ教会会議での回答と軌を一にしている、といえよう。

以上の検討を要約すると、諸身分は王権の教会政策、とりわけ対外的政策についてはほぼ全面的な支持を与えていたが、対内的政策については聖職者身分が俗権介入への危惧を抱いており、全面的支持を与えていたとは評価できない、ということになろう。

しかし何れにせよ、カトリック両王時代に王権による教会支配へ向けて大きな一歩が踏み出されたことは確実である。

- 1) D. de Colmenares, *Historia de la insigne ciudad de Segovia y compendio de las historias de Castilla*, nueva ed., I, Segovia, 1969, cap. XXVII, pp. 540-541.
- 2) M. Colmeiro, *Introducción a Cortes de los antiguos reinos de León y Castilla*, 2 tomos, Madrid, 1883-1884, I, pp. 396, 416.
- 3) *Ibid.*, p. 438.
- 4) *Cortes de los antiguos reinos de León y Castilla*, 5 tomos, Madrid, 1861-1903 [以下, *Cortes* と略記], III, pp. 855-861.
- 5) *Cortes*, IV, pp. 69-70, 143.
- 6) Azcona, *La elección*, pp. 294-295.
- 7) F. Fita, "Concilios españoles inéditos: Provincial de Braga en 1261 y nacional de Sevilla en 1478", *BRAH*, 22, 1893, pp. 215-221.
- 8) *Ibid.*, pp. 221-227.
- 9) Goñi Gaztambide, "España y el Concilio", Apé. 1.
- 10) *Ibid.*, Apé. 2, pp. 217, 220.
- 11) Doussinague, *op. cit.*, Apé. 49, pp. 533a, 533, 535, 535b, 536b.